

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり広島県天然記念物の指定を解除する。

平成二十五年一月二十四日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

種別	名称	員数	所在地	指定年月日	解除理由
植物	東野のモッコク	一株	広島市安佐南区東野二丁目一 二番一一号	昭和二八年 四月三日	枯死した ため